

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成30年 6月20日

都道府県知事
(市長)

殿

提出者

住 所 滋賀県東近江市蛇溝町1166-6

氏 名 京セラ株式会社滋賀八日市工場
工場長 小坂 秀成

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0748-22-1550 (代表)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称

京セラ株式会社滋賀八日市工場

事業場の所在地

滋賀県東近江市蛇溝町1166-6

計画期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類

2719 その他の産業用電気機械器具製造業

②事業の規模

資本金の額又は出資の総額 1,157億 (全社)

③従業員数

八日市工場 1,800 人 (平成30年4月現在)

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

燃え殻⇒再生資源処理業者にて再生資源化 (路盤材)
汚泥⇒自社減量化を行い再生処理業者にて再生資源化
(セメント原料・セメント燃料)
廃油⇒再生処理業者 再生資源化 (再生燃料・発電・セメント燃料)
廃アルカリ⇒再生資源処理業者 再生資源化 (燃料カロリー調整)
廃酸⇒再生資源処理業者 再生資源化 (燃料カロリー調整)
ガラス磁器くず⇒再生資源処理業者 再生資源化 (路盤材・資源回収)
廃プラスチック⇒再生資源処理業者 再生資源化 (チップ燃料・熱回収)
木くず⇒再生資源処理業者 再生資源化 (チップ燃料)
金属くず⇒再生資源処理業者 再生資源化 (資源回収)

(日本工業規格 A列4番)

30.6.26

東近江環境事務所

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙1「管理体制図」のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	排出量	別紙2のとおり	
	(これまでに実施した取組)		
別紙2のとおり			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	排出量	別紙2のとおり	t
	(今後実施する予定の取組)		
別紙2のとおり			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙2のとおり	
	(これまでに実施した取組)		
			別紙2のとおり
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙2のとおり	
	(今後実施する予定の取組)		
			別紙2のとおり

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙2のとおり	
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	別紙2のとおり	
			(これまでに実施した取組)
			別紙2のとおり
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙2のとおり	
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	別紙2のとおり	
			(今後実施する予定の取組)
			別紙2のとおり

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	別紙2のとおり	
	(これまでに実施した取組)		
			別紙2のとおり
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	別紙2のとおり	
	(今後実施する予定の取組)		
			別紙2のとおり
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成29年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	全処理委託量	別紙2のとおり	
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙2のとおり	
	再生利用業者への処理委託量	別紙2のとおり	
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙2のとおり	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙2のとおり	
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	全処理委託量	別紙2のとおり	
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙2のとおり	
	再生利用業者への 処理委託量	別紙2のとおり	
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙2のとおり	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙2のとおり	
	(今後実施する予定の取組)		
別紙2のとおり			
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の種類 現状と計画	廃油		廃酸		廃アルカリ		感染性産業廃棄物	
	現状 (前年度実績)	計画 (目標)	現状 (前年度実績)	計画 (目標)	現状 (前年度実績)	計画 (目標)	現状 (前年度実績)	計画 (目標)
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項								
排出量	8.2t	8.2t	43t	43t	0.3t	0.3t	0.06t	0.06t
これまでに実施した取組	発生工程での使用量削減による発生抑制及び右側物化		発生工程での使用量削減による発生抑制		発生工程での使用量削減による発生抑制		計画的な処理実施	
今後実施する予定の取組	前年度の取組み継続		前年度の取組み継続		前年度の取組み継続		計画的な処理実施	
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項								
自ら再生利用を行った(行う)産業廃棄物の量								
これまでに実施した取組								
今後実施する予定の取組								
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項								
自ら熱回収を行った(行う)産業廃棄物の量								
自ら中間処理により減量した(する)産業廃棄物の量								
これまでに実施した取組								
今後実施する予定の取組								
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項								
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)産業廃棄物の量								
これまでに実施した取組								
今後実施する予定の取組								
産業廃棄物の処理の委託に関する事項								
全処理委託量	8.2t	8.2t	43.0t	43.0t	0.3t	0.3t	0.06t	0.06t
優良認定処理業者への処理委託量	1.1t	1.1t	43.0t	43.0t	0.0t	0.0t	0.06t	0.06t
再生利用業者への処理委託量	7.1t	7.1t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t
認定熱回収業者への処理委託量	1.1t	1.1t	43.0t	43.0t	0.0t	0.0t	0.06t	0.06t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0t	0.0t	0.0t	0.0t	0.3t	0.3t	0.0t	0.0t
これまでに実施した取組	発生工程での使用量削減による発生抑制及び右側物化		発生工程での使用量削減による発生抑制		発生工程での使用量削減による発生抑制		計画的な処理実施	
今後実施する予定の取組	前年度の取組み継続		前年度の取組み継続		前年度の取組み継続		計画的な処理実施	

蒲生・八日市工場

平成30年度

事業所環境安全副社長	八日市工場工場長
------------	----------

事業所内職業者

事業所環境安全管理責任者

事業所環境衛生部門
環境安全 環境課

部門名	原料	衛生 セラミック	メタライズ	分析センター	メテカル	衛生 総務課	蒲生・八日市 機械部品	蒲生・八日市 基礎工	SE	工具	精錬	高純度 デバイス	化学品	物流	八日市 総務課
ESMS 活動単位	原料	セラミック セラミック製品	メタライズ メタライズ製品	分析センター 分析センター	メテカル メテカル	衛生 総務課	蒲生・八日市 機械部品	蒲生・八日市 基礎工	SE SE	工具 工具	精錬 精錬	高純度 デバイス	化学品 化学品	物流 物流	八日市 総務課
所属部署名	原料 製品 セラミック 原料 事業部	セラミック セラミック製品 製品 事業部	メタライズ メタライズ製品 製品 事業部	分析センター 分析	メテカル メテカル 事業部	衛生 総務課 衛生課・環境安全課・業務課・衛生管理課・衛生材料課	蒲生・八日市 機械部品 機械部品 事業部	蒲生・八日市 基礎工 基礎工 事業部	SE セラミック製品 事業部	工具 機械部品 工具 事業部	精錬 精錬 精錬 事業部	高純度 デバイス 高純度デバイス 事業部	化学品 化学品 化学品 事業部	物流 物流 事業部	八日市 総務課 総務課 事業部

※ 蒲生工場の責任は、蒲生の工場長が責任を負う。八日市工場の責任は、八日市の工場長が責任を負う。
※ 蒲生工場内職業者及び八日市工場内職業者については、必要に応じて、協議・コミュニケーションを図る。